## [仮称] 高浜市まちづくり協議会条例(素案)に対する意見及び回答

## 1 パブリックコメント実施状況

(1) 意見の提出期間 平成 26年8月11日(月)~平成 26年9月1日(月)

(2) 意見件数 11件(人数1名〔内訳:意見提出箱0名、直接1名、郵送0名、ファクス0名、Eメール0名〕)

(3) 意見対応 ①修正します(意見に基づいて、原案を修正したもの) :1件

②原案どおりとします(意見を検討したが、原案どおりとしたもの):7件

③意見として承ります(原案の内容以外の意見を承ったもの) : 2件

④その他(感想やご質問など) : 1件

番号	意見の対象箇所	意見	回答(案)	対応
1	第2条	この規定を単刀直入に読むと、まちづくり	◆ <u>「まちづくり協議会の構成員」</u> は、具体的には	①修正します
	(1) まちづくり協議会	協議会の構成は、町内会と市民公益活動団体	小学校区内に住んでいる人、小学校区内でより	
	小学校区を単位とする地	の2つのみで構成できることになる。	よいまちにしていこうと活動している人・団	
	域において、その地域内に	① 「地域市民」や「構成員」の規定との整合	体、小学校区内の事業所やそこで働いている	
	所在する町内会その他市民	性を考慮して、修正するのがよい。	人、小学校区内の学校等で学んでいる人を指	
	公益活動団体の参加を得て	② 関連して述べると、町内会も市民公益団体	し、「活動の担い手として関わることができる	
	構成されている団体であっ	も本来固有の重要な使命と役割がある。ま	人・団体」と「活動成果の受け手」(サービス	
	て、第4条第1項の規定に	ちづくり協議会の構成とすることにより、	<u>の受益者)</u> という、2つの側面を持っています。	
	よる市長の認定を受けたも	それを損ねることがあってはならないの		
	のをいいます。	で、その点に関する配慮を求める文言を追	◆まちづくり協議会は、 <u>小学校区内の様々な人・</u>	
		加すること。	団体が横につながり合い、地域の課題やその解	
			決方法について話し合い、持っている力を少し	
			ずつ持ち寄りながら、連携・協力して課題解決	
			に取り組む組織です。小学校区内には、地域に	
			根差した活動を行っている町内会、子ども会・	

			PTA・いきいきクラブといった世代別・性別団	
			体、消防団や民生委員といった分野別団体など	
			様々な団体がありますが、活動のターゲットと	
			している世代やテーマ等については強みを発	
			揮しますが、地域のあらゆる課題全般を、1つ	
			の団体が網羅することは難しいのが現状です。	
			◆「住んでいるまちをよくしていきたい」という	
			想いを持った住民はもとより、町内会をはじめ	
			とする地域の様々な団体が、それぞれの持ち味	
			を活かし、苦手なところを補い合うなど、少し	
			ずつ力を持ち寄り、重ねあわせることによっ	
			て、様々な課題に対応でき、総合的なまちづく	
			りができるようになります。	
			◆条文については、ご意見を踏まえ「小学校区を	
			単位とする地域の市民により構成され、その地	
			- 域内に所在する町内会その他の市民公益活動	
			1項の規定による市長の認定を受けたものを	
2	第2条	「住みよい豊かな地域社会」とあるが、「豊か	◆「高浜市自治基本条例」第2条に「まちづくり」	②原案どおりと
	(2) まちづくり	-   な」は「裕福な」を連想するが、「裕福な地域	の用語の意味があり、本素案でも同じ内容とし	します
	住みよい豊かな地域社会	社会」をつくることはまちづくり協議会にと	ています。なお「豊かな」という言葉には、「物	
	をつくるために、地域の市	って過大なテーマであるので、「住みよい魅力	質的な豊かさ」に限らず、「心の豊かさ」も含	
<u> </u>				

	民及び行政が取り組む活動	ある地域社会」のように修正したらどうか。	んでいます。	
	をいいます。			
3	第2条	① 条文が冗長である。次の修正案の例を参考	◆「高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及	②原案どおりと
	(4)市民公益活動団体	にしてください。	び管理に関する条例」第2条に「市民公益活動	します
	市民が自主的に参加し、	「市民が自主的に参加し、事業が自発的、	団体」の定義があり、本素案でも同じ内容とし	
	自発的かつ主体的に行う活	主体的に行われ、かつ営利を目的とせず、	ています。	
	動であって、社会貢献性を	公益の増進に寄与する活動(以下「市民公		
	有し、かつ営利を目的とせ	益活動」といいます。)を行うNPO法人、		
	ず、公益の増進に寄与する	ボランティア団体、コミュニティ組織、そ		
	活動(以下「市民公益活動」	の他の団体であって組織的、継続的に運営		
	といいます。) を行う NPO	をするための規約その他の定めを有する		
	法人、ボランティア団体、	ものをいいます。」		
	コミュニティ組織その他の			
	団体であって、規約その他	② 「市民が自主的に参加し、自発的かつ主体		
	の定めがあり、かつ、市民	的に行う活動であって、社会貢献性を有		
	公益活動を継続的に行うこ	し」という部分があるが、これはまちづく		
	とができるものをいいま	り協議会の性格、活動とほぼ同様である。		
	す。	市民公益活動団体が、まちづくり協議会に		
		参加するにあたり、地方分権の尊重等、分		
		権推進の趣旨から市民活動団体の主体性		
		を尊重するように、まちづくり協議会のあ		
		り方についての文言を付け加える必要は		
		ないか。		

4	第3条	「構成員」の意味があいまいである。一般	◆「まちづくり協議会の構成員」とは、具体的に	③意見として
	まちづくり協議会の構成	にいう、いわゆる会員を意味するのか。 そう	は、小学校区内に住んでいる人、小学校区内で	承ります
	員は、地域の市民とします。	だとすると地域の市民の全員が会員となって	よりよいまちにしていこうと活動している	
		しまう。	人・団体、小学校区内の事業所やそこで働いて	
		または、一般にいう、いわゆる会員になる	いる人、小学校区内の学校等で学んでいる人を	
		資格や要望等の意見を述べる権利等の関わり	指しており、「活動の担い手として関わること	
		を意味するのか。そうであれば、そのような	ができる人・団体」と「活動成果の受け手」(サ	
		内容の文言を付け加えた方がよい。	ービスの受益者)という、2つの側面を持って	
			います。	
			◆一方、各まちづくり協議会の規約で用いられて	
			いる「会員」とは、「活動の主たる担い手」を	
			意味し、具体的には、まちづくり協議会の運営	
			に参画し、事業の企画立案・実施に携わる人、	
			趣旨に賛同して活動に参加・協力する人・団体	
			などをいいます。	
5	第4条	条文を簡明にし、不足するものを付け加え	◆まちづくり協議会では、運営にあたっての基本	②原案どおりと
	(1)団体の名称、事務所	<u> న.</u>	的事項(例:活動目的、事業、総会などの会議	します
	の所在地、総会の方法、	「規約に次に関する定めを有する団体	方法、代表者・役員の選出方法、事業計画・予	
	代表者及び役員の選出方	名称、 <u>目的</u> 、所在地、総会及び役員会、 <u>会</u>	算など)を規約に定めておく必要があります。	
	法及び役割、予算の編成	<u>員の加入脱退</u> 、代表者及び役員の役割及び選	しかし、それら全てを条文で列記すると膨大に	
	並びに決算の報告、規約	   出方法、 <u>各年度の事業の計画</u> 及び予算並びに	なることから、条文ではその主なものを取り上	
	の改廃方法、監査その他	<u>事業及び実績</u> 及び決算、規約の改廃、 <u>事業の</u>	<u>げています。</u> ご意見の趣旨については「その他	
	団体を運営するために必	   <u>執行</u> 及び会計の監査、その他適正な管理運営	ーーー 団体を運営するために必要な事項」に含まれて	
	要な事項が、規約に定め	   に関する事項」	います。	
		ı		

	られている団体。	(補足)		
	りにている世体。	,,,, <u>,,</u>		
		吉浜まちづくり協議会では、監査は会計の		
		チェックしかしていないが、 <u>監査役は業務の</u>	ちづくり協議会の規約にて「協議会の会計の執	
		執行も本来任務である。 また、役員会にも出	行及び会計を監査し、その結果を総会に報告す	
		席して意見を述べることができるものであ	る」と定められています。	
		る。関連二次項№6		
6	第4条	この規定を載せる必要がない。 あえて掲示	◆規約には、活動目的や事業、総会などの会議方	②原案どおりと
	(2)団体の代表者や役員	する必要あるか。あるにしても「代表者や役	法、代表者や役員の選出方法、事業計画や予算	します
	の選出など団体の運営	員の選出」に限って例示することはどうか。	に関する規定など、各まちづくり協議会の運営	
	が、規約に基づき行われ	勝手気ままな運営を防止するためなら、次	にあたっての基本的事項が定められています。	
	ている団体。	のような規定にしたらどうか。	定められた規約に基づいて運営することが、ま	
		「団体の活動、運営は規約に則し、総会が	<u>ちづくり協議会の要件として不可欠</u> であるこ	
		   議決したところにより適正に行われる団体」	とから、この条文を設けています。	
7	第4条	この素案規定については、町内会を協議会	◆まちづくり協議会は、小学校区内の様々な人・	③意見として
	(3)町内会が参画してい	に不可欠な参加団体としている意味は理解で	団体が横につながり合い、地域の課題やその解	承ります
	る団体。	きるが、第2条(1)で公益活動団体と町内	決方法について話し合い、持っている力を少し	
		会を同列に扱っていることと矛盾しないか。	ずつ持ち寄りながら、連携・協力して課題解決	
		公益活動団体のなかにも参加不可欠な団体が	に取り組む組織です。	
		あるのではないか。		
			   ◆町内会は、地域に根を張っているという強みを	
			   持ち、まちづくりの基盤となっていることか	
			ら、まちづくり協議会に欠かせない団体とし	
			て、認定要件に挙げています。	

	1			
			◆地域には、子ども会、PTA、いきいきクラブ、	
			婦人会といった「世代別団体」「性別団体」や、	
			消防団や民生委員など防災・福祉といった「分	
			野別団体」もありますが、課題は地域によって	
			様々であり、また、地域の団体の有無は地域で	
			一様ではないことから、条例で一律に定めるこ	
			とはふさわしくありません。各小学校区の実情	
			や課題に応じつつ、より多くの団体と連携・協	
			カしていただくことが望ましいと考えていま	
			<u>ਰ</u>	
8	第5条	この素案規定では透明性が十分発揮できな	◆市民への説明責任を果たすため、地域の市民の	②原案どおりと
	3 まちづくり協議会は、		参加・参画を促し、まちづくの輪を広げていく	します
	その活動について、地域	一   の高い団体とするためにはディスクロージャ	ためには、まちづくり協議会の活動・会計等に	
	の市民との情報共有に努	   一性のある措置も必要である。	<del></del>   関する情報を、日頃から広報誌等で市民に発信	
	めます。	   次のような規定に修正したらどうか。	   するとともに、活動・会計等に関する資料につ	
		   「まちづくり協議会は、その活動及び組織	   いて閲覧希望に対応できるように保管するな	
		   運営について地域市民の理解と信頼性を確保	   ど、活動内容や会計処理の透明性を図ることが	
		   するためにディスクロージャー関係閲覧資料		
		   を常備し、自由な閲覧に供するとともに活動		
		「情報の共有に努めます。」	   ◆現在、各まちづくり協議会では広報紙やホーム	
		注:ディスクロージャー閲覧資料とは、次		
		の資料をまとめたもの	「総会資料」「地域計画」などの資料について	
		規約、総会資料、会員及び役員名簿、	事務局で資料を保管し、閲覧希望に対応できる	
		総会・役員会の議事録、地域計画	ように保管しています。また、行政においても、	
			「総会資料」「地域計画」などを市公式ホーム	
			「言とはな」、おいらいはない。	

			ページに掲載するなど、情報発信・情報共有に 努めています。  ◆なお、活動に関する情報は多様であること、また、資料の名称について、各まちづくり協議会によって異なる場合もあることから、条例で一律に定めることはふさわしくないと考えています。	
g	第6条 まちづくり協議会は、次に掲げる活動をしてはなりません。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行いすることを主たる目的というするに対する活動では、大きないとを主たる目的とする活動では、大きないのとするに対するに対するに対するに対し、大きないのでは、は、大きないのでは、は、大きないのでは、は、大きないのでは、は、大きないいます。)	第6条(5)として規定に追加 「民間の事業の営業に支障をきたす恐れのある営利活動」	◆営利活動とは、収益を得ることを目的とし、かつ、得られた収益を団体の構成員に分配することですが、まちづくり協議会の活動には営利活動に該当するものはありません。(活動により得られた収益を、まちづくり協議会の運営費や実施事業に充てる場合は、営利活動には該当しません。)	②原案どおりとします

	若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動			
10	条文の追加	吉浜まちづくり協議会では、人形小路の会が参加団体となっており、その事業計画についての両者間の調整が必要であるとして同協議会主体で調整が図られました。 調整の必要性は理解できますが、両者には上下関係もなく、協議会には他団体の事業に支配的な意見や指示をする権能(吉浜まちづくり協議会の場合は規約に規定のない業務)もないので、このような調整についての公正なルールの必要性を感じました。この際、関係団体間の事業について調整が必要となる場合の方法や指針について条例に盛り込めないか。	団体が横につながり合い、地域の課題やその解決方法について話し合い、持っている力を少しずつ持ち寄りながら、連携・協力して課題解決に取り組む組織です。	②原案どおりと します
11	会計に関すること	① 市からまちづくり協議会に交付される予算は「交付金」であるが、「交付金」の性格は年度内に使い切ることを前提としている予算であるので、年度末に残金がある場合はその返還の処置が必要ではないか。	【①交付金の残金は返還すべきではないか】 ◆まちづくり協議会に交付している「交付金」には、「地域内分権推進事業交付金」と「市民予算枠事業交付金(地域内分権推進型)」の2種類があります。	④その他 (感想や ご質問など)

(白主財源部分を除く。)

② 新年度予算の執行ができるのは予算の成立後、正式に承認された計画に基づき行うことが基本原則である。

従って、新年度早々から業務実施、予算執行をする必要があれば、前年度内に総会を開催して予算を成立させること。または、 役員会において新年度予算の承認を得ておくことが最低限の必要措置ではないか。いずれにせよ財務規則に即して<u>繰越措置を講じる必要がある</u>のではないか。

- ◆「地域内分権推進事業交付金」とは、公園管理事業や青色回転灯車による防犯パトロール事業、健康体操事業など、もともと市が実施していた事業のうち、地域で取り組んだほうがより良いサービスにつながるものについて、必要な権限と財源を行政から地域へ移譲し、仕事として公共サービスを担っていただくものです。交付金の積算は、原則、業者等へ支出していた委託料と同額で算定し、交付金の使途も自由としており、精算を行う性質のものではありません。
- ◆一方、「市民予算枠事業交付金(地域内分権推進型)」は、地域の「どうしよう?」(課題)を解決し、「やりたい!」「こうしたい!」を応援する交付金であり、基本的には、毎年度、事業に必要な交付金を交付し、残額が生じた場合には年度精算をしています。(※事務局運営費等に充てる「継続活動費」(均等割・世帯割)は精算対象外としています。)

## 【②新年度予算の執行と繰越措置について】

◆各まちづくり協議会における新年度の事業計画(案)や予算(案)は、10月頃~翌年1月末に、小学校区内の主な団体等で構成される

「理事会」等で協議・検討が行われ、その後さらに、総会資料(案)としての協議・検討が行われており、新年度に入る前に十分な協議・検討が行われています。	
◆予算の繰越しに関しては、各まちづくり協議会の規約において「決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする」と定められています。	